



4月15日～5月14日

2020年4月 No.177

ポルトガル語版

広報いわた 4月号 (日本語訳)

総住民数 169,874人  
ブラジル人 4,863人  
2020年2月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

### 令和2年度(令和元年分)所得証明書の発行と市税課の日曜開庁窓口業務開始のお知らせ

市県民税の徴収方法により発行開始日が異なります。ただし、コンビニ交付サービスをご利用の場合は、徴収方法の区別なく、すべて6月10日(水)からの発行開始となりますので、ご注意ください。

発行場所	徴収方法	発行開始予定日
市役所窓口(電子申請含む)	給与特別徴収のみの方	5月14日(木)
	上記以外の方	6月10日(水)
コンビニ交付サービス	すべての方	6月10日(水)

給与特別徴収のみの方：

市県民税の全額を給与から引き落としで納める方(給与特別徴収で非課税の方も含む)

上記以外の方：

個人市県民税の全額または一部を、個人納付(普通徴収)や公的年金から引き落とし(年金特別徴収)で納める方(非課税で給与特別徴収のみではない方も含む)

と き：①平日午前8時30分～午後5時15分

②平日木曜日のみ午後7時まで延長、毎月第2日曜日午前8時30分～正午

ところ：①市税課(本庁舎1階)、各支所市民生活課

②市税課(本庁舎1階)のみ

※文化振興センターの閉館に伴い、市税課では4月から毎月第2日曜日の窓口開庁を始めます。

取扱証明書は、所得証明書、所得課税等証明書、市県民税課税証明書です。

その他：

- ・申請の際、本人確認書類をご提示ください。
- ・代理申請の場合は、本人からの委任状が必要です(磐田市に住民票がある同一世帯の親族の方は委任状不要)。
- ・今年1月1日に磐田市に住所がなかった方は証明書を発行できません。
- ・所得の申告がない方は先に申告が必要のため、証明書をすぐに発行できない場合があります。

問い合わせ先： 市税課 TEL：0538-37-3767 Fax：0538-33-7715

### 産後1か月「産婦健康診査」費用の一部補助を開始します

対象：令和2年4月1日以降に出産した磐田市在住の産婦が、産後1か月

(おおむね22日から56日)に指定医療機関など(国内に限る)で受けた産婦健康診査

方法：以下の①または②の方法で補助します。

①「産婦健康診査受診票」を医療機関などに提出してください。3月17日以前に母子健康手帳を交付された方で、出産予定日が令和2年4月1日以降の方には、産後1か月の「産婦健康診査受診票」を郵送しています。

② 静岡県外の産婦健康指定医療機関などで受診した場合、一旦費用を自己負担していただき、医療機関などによる記入済みの受診票等を添えて、市へ申請をしてください。

その他：産後2週間の産婦健康診査受診票は母子健康手帳交付時にお渡ししています。

問い合わせ先： こども未来課 TEL：0538-37-2012 FAX：0538-37-4631

## 展示・商談会への出店をサポートします

- 対 象： ①市内の中小企業者または中小企業者が組織する団体  
②市内の農林漁業者または農林漁業者が組織する団体
- 内 容： 販路開拓を目的として、令和2年度中に市外で開催される展示・商談会などに出展する中小企業等に対して、小間料など対象経費の一部を補助します。
- 金 額： ①国内：上限10万円、補助率3分の1以内  
②海外：上限30万円、補助率3分の1以内
- 申 請： 必要書類（市ホームページ参照）を直接または郵送で産業政策課（〒438-8650 国府台3-1）まで提出。
- その他： 先着順で受け付け、予算がなくなり次第終了します。

問い合わせ先： 産業政策課 Tel：0538-37-4904 Fax：0538-37-5013

## 農業用水路についてのお願い

- と き： 通水期間 4月下旬から9月下旬まで
- 内 容： 農業用水路は、農家の方だけが利用するものでなく、皆さんの食を守る大切な施設です。水路に捨てられたゴミは用水施設の破損の原因になり、耕作にも大きな支障をきたしますので、ゴミの投棄は絶対にやめてください。また、水路内は深く、流れの速いところもあり大変危険です。お子様たちが水路付近で遊ぶことないように、保護者の方は注意してください。特に、7月頃は一時的に水が少なくなります。水路内へは絶対に入らないでください。

問い合わせ先： 農林水産課 TEL：0538-37-4813  
寺谷用水土地改良区 TEL：0538-32-4655  
磐田用水東部土地改良区 TEL：0538-42-3175

## 高齢者の補聴器購入費を一部助成します

- 受付開始：4月1日(水)
- 申請場所：高齢者支援課(iプラザ3階) ※市役所本庁舎での手続きはできません
- 対 象： 市内在住で申請する日に70歳以上の方で以下の条件全てに該当する方  
○両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方  
○医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている方  
○労働者災害補償保険法その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けていない方  
○市税等を滞納していない方(本人・本人が属する世帯の世帯員全員)
- 内 容： 補聴器購入費の1/2以内で上限3万円、一人1台1回限りです  
故障、修理、メンテナンスなどは対象外
- 持 ち 物： 申請書(医師による証明) ※指定様式あり、購入予定の補聴器の見積書、認印
- そ の 他： 助成を受ける際は、購入前に申請が必要です  
市民税額による制限があります

問い合わせ先： 高齢者支援課 TEL：0538-37-4831 Fax：0538-37-6495

## たばこに関する法律が変わります

いつもの場所で吸えなくなる？

たばこを吸わない人が、たばこの煙を吸い込んでしまうことを防ぐために、令和2年4月から健康増進法が変わります。

## ▼主な内容

- ・屋内は原則禁煙（基準を満たす喫煙室内は喫煙可）
- ・喫煙室を設置する場合は、施設と喫煙室の入口に標識が必要
- ・屋外は出入口付近などに喫煙場所を設置しないなど、吸わない人に煙が届かないような配慮が必要
- ・20歳未満は、喫煙場所へ立入禁止
- ・違反した場合、罰則等が適用
- ・加熱式たばこも健康増進法の対象

## ▼対象施設

会社・工場・飲食店など2人以上が出入りする場所（住宅や小規模飲食店、客室など対象外があり）  
事業所・飲食店経営者の皆さんへ

喫煙室を設置する際の助成などの各種支援が国などで行われています。

また、飲食店は静岡県条例により、禁煙や喫煙などの標識掲示が義務化されています。詳しく、市ホームページをご覧ください。※市役所や病院、教育機関などは、規制内容などが一部異なります

問い合わせ先：健康増進課 Tel：0538-37-2011 Fax：0538-37-4586

## 新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金を支給します

温室効果ガス排出量の削減を図るため、令和2年度に対象設備を設置された方へ奨励金を支給します。  
と き：令和2年5月1日（金）から（受付：平日8時30分から17時15分まで  
※年未年始を除く）

対 象：令和2年度に下表の対象設備を導入し、市税の滞納がない方（1世帯1基まで。詳しくは市ホームページに掲載する手引きをご確認ください）

対象設備	規格	支給金額
住宅用太陽光発電システム	最大出力が10kw未満で住宅の屋根などに設置し、発電した電気を自家使用し、余剰電力を売電するシステム	20,000円 (1世帯当たり1基まで)
家庭用蓄電池	充電することで蓄えられた電気を分電盤を通して住宅の内部で用いる蓄電池	20,000円 (1世帯当たり1基まで)
住宅用太陽熱利用システム	住宅の屋根などへ設置した集熱器で太陽熱エネルギーを集めて、給湯、冷暖房に利用するシステム（太陽熱温水器など）	10,000円 (1世帯当たり1基まで)
家庭用コージェネレーションシステム付属給湯器	家庭用コージェネレーションシステムに付属する貯湯ユニットが組み込まれた給湯器（エネファーム、エコウィル）	10,000円 (1世帯当たり1基まで)

申 込：申請書（市ホームページからダウンロード可）等に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接環境課（西庁舎1階）へ

その他：詳細については環境課までご連絡ください。奨励金は本年度の予算内で支給し、申請額の合計が予算上限に達した時点で受付終了。予算残額は市ホームページでご確認ください。

問い合わせ先：環境課（西庁舎1階） Tel：0538-37-4874 Fax：0538-37-5565

## ☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、こちらをご覧ください。☞ <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811/Fax：0538-32-2353



結核・肺がん、大腸がん検診（竜洋地区）

対 象： 磐田市に住所を有する40歳以上の方（年度末）

受診費用： 結核・肺がん検診（胸部レントゲン撮影） 無料

喀痰検査希望者 700円 但し、受診日の年齢が75歳以上の方は500円

大腸がん検診（検便） 500円

そ の 他： 今後の予定 福田地区6月 豊岡地区7月 豊田地区9月 磐田地区10月  
洋地区巡回日程表（案）

日時	会場	時間	日時	会場	時間
5月18日 (月)	白羽公会堂	9:00-9:30	5月21日 (木)	西平松公民館	14:00-14:30
	東平松公民館	10:00-10:30		飛平松公民館	15:00-15:30
	竜洋支所駐車場	11:00-12:00 13:30-14:30		竜洋支所駐車場	16:00-17:30
5月19日 (火)	海老島健康広場	9:00-9:30	5月22日 (金)	西堀公民館	9:00-10:00
	掛塚東町公民館	10:00-10:30		堀之内公民館	10:30-11:30
	竜洋支所駐車場	11:00-12:00		高木公民館	13:00-13:30
竜洋中島公民館				14:00-14:30	
5月20日 (水)	竜洋体育センター	9:00-11:00	5月28日 (木)	駒場公民館	9:00-9:30
	内名公会堂	11:30-12:00		貴船神社駐車場	10:00-10:30
	掛塚新町公会堂	13:30-14:30		川袋公会堂	11:00-11:30

問い合わせ先： 健康増進課、iプラザ Tel：0538-37-2011 Fax：0538-35-4586

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ： 磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎 日
受付時間	8:45~11:30 ・ 13:45~16:30	19:15~22:00
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

5月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00~12:00

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

3 (日)	新村歯科医院	磐田市見付 2783-10	0538-37-5100
4 (月・祝日)	西尾歯科医院	磐田市中泉 1944-1	0538-32-2614
5 (火・祝日)	木瀬歯科医院	磐田市森下 30-2	0538-35-4803
6 (水・祝日)	たかやなぎ歯科医院	磐田市千手堂 547-1	0538-33-0555
17 (日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：鈴木東洋

▶と き：5月24日（日）10:00~12:00

▶ところ： 磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel：0538-38-5000



発行： 磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援・青少年育成グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp](mailto:chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp)